

相続税試算/生前対策プラン

相続税が課税強化されます!!

基礎控除額の引下げ・税率の引上げ

平成 23 年度税制改正案によると、相続税の基礎控除額が 4 割減額されることとなっています。

現在の基礎控除額は、5,000 万円 + 1,000 万円 × 法定相続人の数ですが、平成 23 年度改正案が施行されますと基礎控除額は 3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人の数となります。

(例えば、相続人 3 人の場合 8000 万円 ⇒ 4800 万円)

また、税率につきましては、平成 23 年度改正案では、2 億円超 3 億円以下部分が 40% から 45% に、6 億円超部分が 50% から 55% に引上げられます。

(現在)		(改正案)	
課税額	税率・控除額	課税額	税率・控除額
1,000 万円 以下	10% —	1,000 万円 以下	10% —
3,000 万円 以下	15% -50 万円	3,000 万円 以下	15% -50 万円
5,000 万円 以下	20% -200 万円	5,000 万円 以下	20% -200 万円
1 億円 以下	30% -700 万円	1 億円 以下	30% -700 万円
3 億円 以下	40% -1700 万円	2 億円 以下	40% -1700 万円
3 億円 超	50% -4700 万円	3 億円 以下	45% -2700 万円
		6 億円 以下	50% -4200 万円
		6 億円 超	55% -7200 万円

死亡保険金の非課税限度額縮小

平成 23 年度税制改正案では、死亡保険金の非課税限度額が縮小されます。これまでは法定相続人 1 人当たり 500 万円が限度額でした。しかし、平成 23 年度改正案が施行されますと、法定相続人の中で一定の人（未成年者、障害者、同一生計の人）の数になります。

小規模宅地等の特例の改正

すでに平成 22 年 4 月 1 日より施行されていますが、小規模宅地等の特例対象範囲が縮小されました。

相続税対策としても活用されてきましたが、改正により適用要件が厳格化され、これまでのような節税効果が期待できなくなりました。

相続税の試算をおすすめします

相続税試算が必要な理由

これまでであれば相続税を納める必要がなかったけれど、税制改正によって相続税を納めなくてはならなくなった・・・このようなケースが今後大幅に増えると予想されます。

(申告義務者は約2倍に)

相続税は生前対策を行うことで、実際の相続発生後にスムーズな申告が可能となります。相続対策には大きく分けて、節税対策、納税資金の確保、争族対策の3つがありますが、当サービスではその全てのニーズを満たすような対策を行います。生前から対策を行っておくことで、希望通り残すべき資産を次世代に無理なく承継することが可能となります。後々の申告を考慮すれば、生前対策でかかる費用も納得のものであるとご判断して頂けると考えております。

相続税試算

まずは、現在どういう財産があって税金はどの程度かかるのか、現状を把握します。現状での相続税試算を行うことで将来の問題点や現在の対策が見つかります。

生前対策

試算結果を踏まえて、具体的にどのような生前対策がありどの程度の効果があるのかをシミュレーション致します。2次相続を踏まえた対策のご提案も可能です。いくつかの具体的な生前対策案をご提案し、それぞれどの程度税金の軽減効果があり、どのようなメリット・デメリットがあるのかを詳細に解説致します。

料金について

初回の面談は無料です

相続税試算/生前対策プランの料金には、税額の試算と、対策レポートの作成報酬が含まれます。

基本報酬	財産の総額 1億円未満	<u>5万円 (別途消費税)</u>
	〃 1億円以上 3億円未満	<u>10万円 (別途消費税)</u>
	〃 3億円以上	<u>15万円 (別途消費税)</u>
加算報酬	土地 (1利用区分につき) 2件目以降	<u>2万円 (別途消費税)</u>

※試算後の定期的な見直しサービスもございます。



税理士法人 **みらい**

042-422-7440

東京都西東京市ひばりが丘北3-3-30
エクレールひばり2F

■WEB tax-mirai.or.jp ■MAIL info@tax-mirai.or.jp

資産税部門